国民健康保険　久万高原町立病院

「保険医療機関」指定病院

所在地　　：　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 65 番地

電話番号　：　０８９２-２１-１１２０　　ＦＡＸ　０８９２-２１-１１２１

病床数　　：　６０床：地域包括ケア病床

開設者　　：　久万高原町長　　河 野　忠 康

管理者　　：　院　長　　松 木　克 之

◆診療日及び受付時間

診 療 日：月曜日～金曜日

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

受付時間：午前　８時３０分　～　１１時３０分　（診察　８時４５分～１２時００分）

午後　１時００分　～　　４時３０分　（診察　１時３０分～　５時００分）

※急患指定　急患の方は、時間内に限らず随時受付、診察いたします。

厚生労働大臣の定める掲示事項　(令和８年 10 月１日現在)

◆入院基本料について

当院の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者の配置は次のとおりです。

区　　分		1 日に勤務している人数	看護職員 1 人当たりの受け持ち数		
			8：15～16：15 まで	16：15～0：30 まで	0：30～8：15 まで
一般病棟	看護職員	15 人以上	6 人以内	16 人以内	16 人以内
	看護補助者	7 人以上	10 人以内	－	－

※ 受け持ち人数は、重症度や休日などの要因で変わることがあります。

◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

◆入院時食事療養（Ｉ）について

当院では、入院時食事療養費（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前８時、昼食：午後 12 時、夕食：午後６時５分)、適温で提供しています。

◆個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行時に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また公費負担医療の受給者の方で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

◆入退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っています。

入退院支援担当者は、社会福祉士(ＭＳＷ) と退院支援看護師の２名です。

◆禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は主治医又は受付までお申し出ください。

◆地域におけるかかりつけ医機能について

健康診断の結果等の健康管理に係る相談や保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせに対応しています。

◆協力対象施設入所者入院加算について

当院では、介護保険施設等の協力医療機関として、施設等において療養を行っている利用者様の病状の急変に対応できる体制を取っております。

連携体制を構築している施設は次の通りです。

- **社会福祉法人喜久寿　特別養護老人ホーム久万の里**

◆口腔管理連携加算について

当院では、入院患者に対する歯科訪問診療に係る連携体制を構築しており、必要に応じてお口のケアを実施する場合があります。

連携体制を構築している施設は次の通りです。

- **畑野川歯科診療所**

◆電子的診療情報連携体制整備加算 3 について

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

1. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
2. マイナ保険証利用を推進するため、お声がけ・ポスター掲示を行い、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

◆在宅医療 DX 情報活用加算 2 について

当院では、医師が居宅同意型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理のもとに訪問して診療を行っています。

◆身体拘束最小化推進体制加算について

当院では、身体拘束の最小化に向けて委員会を設置し、以下の取り組みを行っています。

委員会は医師、病棟看護師、リハビリスタッフ、事務職員の多職種で構成され、最低３カ月に１回開催しています。

身体拘束の実施状況の周知や、身体拘束実施患者のラウンド、身体拘束最小化に向けた研修を実施しています。

期間(3月)	入院料算定日数(A)	身体的拘束実施日数(B)	実施率(B)÷(A)
令和8年6～8月	4200 日	20 日	0.4%

◆四国厚生支局長への届出事項

当院では、次の施設基準に適合している旨を届出しております。

□施設基準一覧

基本診療料
情報通信機器を用いた診療に係る基準
機能強化加算
電子的診療情報連携体制整備加算3
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
包括期充実体制加算
救急医療管理加算
診療録管理体制加算2
医師事務作業補助体制加算1（25 対1補助体制加算）
療養環境加算
口腔管理連携加算
身体拘束最小化推進体制加算
データ提出加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算3
入退院支援加算1
認知症ケア加算 2
協力対象施設入所者入院加算
地域包括ケア病棟入院料1
看護職員配置加算
看護補助・患者ケア体制充実加算1

特掲診療料
がん性疼痛緩和指導管理料
救急外来医学管理料3
ニコチン依存症管理料
がん治療連携指導料
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援病院
往診料の注 10 に規定する介護保険施設等連携往診加算
在宅医療情報活用加算
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
救急患者連携搬送料2
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3に規定する遠隔モニタリング加算
検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）
遠隔画像診断　送信側
CT 撮影及び MRI 撮影
16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
初期加算及び急性期リハビリテーション加算
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算及び急性期リハビリテーション加算
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算及び急性期リハビリテーション加算
胃瘻造設術
（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
看護職員処遇改善評価料 32
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注5
入院ベースアップ評価料 78

◆医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５(歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む)及び６に掲げる手術の件数

院内掲示をする手術件数

・区分１に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分２に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分３に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・その他の区分に分類される手術

	手術の件数
人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※手術の件数は、令和７年１月～１２月の１年間の実績

◆保険外負担について

当院では、保険外負担となる以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

（１）個室料＜1 日につき＞

特別室	4,400 円	121、122 号室	2 床
1 人室	2,530 円	102、103、112、113、115、116、117、118、120、123、151、152 号室	12 床
2 人室	1,430 円	―	―床

（２）日常生活上必要なサービスに係る費用

種類	単位	金額	種類	単位	金額	種類	単位	金額
入院セット	1日	セット案内をご確認ください	くるりーなブラシ	1個	540円	パットタイプ 男女兼用	1枚	20円
洗濯・乾燥機（100円硬貨のみ）	1回	100円	ハミングット	1個	130円	介護用ミニシート	1枚	20円
付添寝具	1日	390円	歯磨きティッシュ	1個	610円	綿花	100g	160円
散髪代	1回	2,500円	入れ歯ケース	1個	340円	リモイスコート	1ml	64円
食事用エプロン	1箱	620円	ボディミルク	1個	660円	リモイスクレンズ レギュラー	1g	10円
イヤホン	1個	220円	はくパンツ	1枚	M 90円 L 100円 LL 110円	リモイスバリア レギュラー	1g	17円
Ｔ字カミソリ	1個	50円				腹帯	1枚	2,150円
フェイスカミソリ	1個	150円	リフレ横漏れ防止 簡単テープ止め	1枚	M 100円 L 110円	三角巾	1枚	大 250円 小 290円
ティッシュ	1箱	60円	リフレフラットタイプ（R）	1枚	40円	栄養補助食品（ゼリー）	1回	120円
コンクールマウスジェル	1個	1,550円	アンダーパッド（60×90）	1枚	100円	容器代	1個	50円
ウェットキーピング	1個	1,450円	サラケアパッド（ワイドロング）	1枚	50円	ガーゼ寝巻き	1着	1,650円
指ガード（デンタルブロック）	1個	610円	やわらかぴったりパッド	1枚	30円	セーフティセット	1個	2,860円
モアブラシ	1個	590円	デイロング（パッド）	1枚	50円			

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連したサービスや物についての費用の徴収や曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

入院セットの詳細については、入院案内をご覧ください。

◆入院期間が１８０日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が１８０日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料１５％が病院に支払われません。１８０日を超えた日からの入院が算定療養対象となり、当院における使用料の明細料金に定められている金額（１日につき 2,000 円）は特定療養費として患者さんの負担となります。

◆久万高原町病院及び診療所使用料及び手数料条例（抜粋）

（使用料）　平成 16 年 8 月 1 日　条例第 121 号

3　前2項に規定する使用料のほか、入院患者で特別室を使用する者については、その使用区分に従い別表第1に定める額の使用料を徴収するものとし、その他病院及び診療所の一部を使用することの許可を受けた者については、その使用区分に従い別表第2に定める額の使用料を徴収する。

(手数料)

第3条　町長は、特定の個人のためにする事務につき、別表第4に定める額の手数料を徴収する。

2　前項の手数料は、請求の際に即納するものとし、納付後請求事項を変更し、又は取消しを求めても既納の手数料は還付しない。

(使用料及び手数料の減免)

第4条　次に掲げる場合においては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(1)　法令の規定に基づく場合　(2)　町長が特に必要と認めた場合

(委任)

第5条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この条例は、公布の日から施行する。　改正　令和6年12月26日条例第25号

別表第1(第2条関係)　特別室使用料

区　分	金　額(1日につき)	備　考
特別室(1人室)	4,400円	バス、トイレ、電話、冷房付
個室A(1人室)	2,530円	
個室B(2人室)	1,430円	

別表第2(第2条関係)　施設等の一部使用料

区　分	金　額	備　考
付添寝具	1日につき　330円	布団上、下

別表第4(第3条関係)　手数料

区　分	金　額(1通につき)	備　考
1　普通診断書	1,100円	入社、入試、欠勤届用等
2　学校等欠席届関係診断書	550円	学生、生徒、児童用
3　警察及び裁判関係診断書	1,100円	銃刀所持、毒劇物取扱用等
4　保険、年金等請求関係診断書	3,300円	恩給を含む。
5　交通事故関係診断書	3,300円	傷害関係を含む。
6　理美容師、調理師関係診断書	1,100円	接客業開業等を含む。
7　身体障害者用診断書	2,200円	手帳交付、年金請求用
8　死亡診断書	3,300円	
9　死体検案書(変死)	11,000円	検案料を含む。
10 死体検案書(病死)	5,500円	検案料を含む。

備考　診断書及び検案書が1通を超える場合の手数料は、別に定める。